

第3回人権救済条例見直し検討委員会議事録

1 日時等

- (1) 開催日時 平成18年7月23日(日)午前10時30分から午後0時30分まで
- (2) 開催場所 新日本海新聞社本社5階ホール(鳥取市扇町)
- (3) 出席者名 委員：永山会長、相澤委員、大田原委員、長井委員、田村委員、
中村委員、樋口委員、安田委員
関係機関：子ども家庭課、鳥取県福祉相談センター
事務局：瀧山総務部長、柴田次長、磯田人権局長、安田人権推進課長

(4) 議事

- ア 人権救済制度の状況について
- イ 次回の開催等について

(5) その他

- ア 公開又は非公開の別 公開
- イ 傍聴者数 約20人

2 議事

(1) 人権救済制度(女性の分野)の状況について

ア 事務局の聞き取り調査結果、婦人相談所の取組状況の説明を交え、女性の人権救済制度について議論された。

イ 意見要旨

(婦人相談所)婦人相談所では被害者といわれる方からの聞き取り内容を基に保護を行い、相手方の調査は行わない。加害者といわれる方からの後追いの厳しさ、自分の方が人権侵害を受けているといわれて対応に苦慮することがある。また、ドメスティックバイオレンス(以下「DV」)は広域的な対応が必要であるが、国の制度に整合性が取れていないものもある。

個別救済を設けるといよりも国に制度改善を地方から求めていくということが必要。

DV被害者の支援において行政が適切な保護をやっていないとなると、それは行政による人権侵害だという議論になるがDVについて本県の取組みは進んでおり、現状では行政に無理難題をいうことになる。行政の保護はまだ足りないとは思ふものの、だからといって個別の救済機関が必要だということにはならない。

離婚のきっかけをつかむためにDV法を使いたいという相談は結構あり、裁判所の調査でDVの実態はなかった、ということがある。この場合は駆け込まれた側(加害者とされた側)が人権侵害を受けている。

保護命令の出るようなケースは、誰が見ても暴力を振るったほうが加害者。しかし、心理的な暴力の場合、加害者がだれかわからない。DVの事例では、被害者かどうかははっきりしなくてもとにかく逃げてきている人をかくまう必要があり、対立型の人権救済条例で解決を図るものとはまったく違う。

婦人相談所はそもそも、人権がどのように対立して、入り組んでいて、人権をどう救済しなければ

いけないのかということではなくて、救済を求める人のおかれた立場を考えて保護しているとのこと。人権救済条例が目指しているものと、DVについての救済制度を所掌する個別機関が行っていること、要求されているものが必ずしも一致しない。

(婦人相談所)鳥取県ではDVの被害を訴えて相談された方には全て何らかの形で解決へ向けて行政の支援を行っている。相談される人は精神的に弱っており、心理的なケアが必要。保護するなどの支援策は本人の意向に基づいて行うことなので、鬱やPTSD、混乱の方にはまずは心理的なケアをし、本人が落ち着いてからどうしたいのか確認する。行政による保護、司法救済いずれもDV法の選択肢の一つであり、どちらを選択するのは各個人で違う。

(婦人相談所)DV相談は本人との話し合いを繰り返し、理解し合う必要があるため、聞く力は必要。聞く力は機関によっていろいろあるかもしれないが、窓口はたくさんある。

DVの大きな問題で何が残っているのかといえば加害者の支援。現在、加害者へのカウンセリング、更生の制度が研究されているところで、これが最大の課題であるが、DVの加害者をカウンセリングしたり、罰則を与えるなどはDV法と一体でないと機能せず、もっと議論が必要で、人権救済条例の研修勧奨が必要ということにはならない。

(子ども家庭課)最後の救済としての保護命令は司法の役割で、行政では最終的な判断はできない。身体的暴力以外の場合、最終判断の場がないことが制度的な不足と感じている。

(会長)この条例が検討されたのは、司法の前に準司法的な役割で問題を解決しようということが目的。しかし、DVに関しては保護のシステムが機能しているという話なので、司法までのシステムは本県では機能していると言っているのではないか。

心理的暴力というものが司法判断または準司法的判断になじむものなのかどうかも非常に難しい問題。国が法を作ったとき、心理的なものは司法判断の対象としなかったことにも理由がある。大議論、大研究をしないと、おいそれと条例を作ることはできない。

内心の自由に抵触するので心を入れ替えるという刑はない。行為が違法だから研修を命令することには違和感がある。加害者が自ら自主的に心を入れ替えるようにしないとかえって対立的な気持ちを生じさせてしまう。また、内心の自由を侵害しない前提で制度を作ったとしても、制度ができると濫用されるものであり、濫用されない仕組みなく制度を作るべきではない。

内心の自由の絶対性は当然認められなければならない。

内心の自由については謝罪広告を命じる判決があり、研修に参加させるだけでは内心の自由を直接には侵害しないのではないか。しかし、研修を受けた結果、本当に反省することまで求めると内心の自由の侵害となり、結果を期待しないで研修を受けさせるような形式的な制度を作ることが解決に資するかは疑問。

制度として、心が変わるような研修が用意されるかどうかにかかっている。研修の義務づけは人権を擁護する県としては許されるとはいえ、上等ではない。

人の意識が変化するには本人の意思が必要で、第三者が関わりすぎて本人にその力がつかないといったこともある。

(会長)例えば友人や近親者が説教することは社会的にはあることだが、これを行政がかわりにするととなると問題が出てくる。

(会長)セクハラについて、男女雇用機会均等法は、事業者性にセクハラ被害の解決配慮を義務づけており、加害者に対する直接の措置を設けていないが、これが隘路であるか、実際に関与されている方の意見を聞きたい。

労働条件の問題として考えると、職場でのセクハラは職場の文化、企業文化に係わることだという人もいます。最大の加害者は事業主。セクハラには事業主が就業規則などで懲戒などの枠組みをつくることで対応できる。個人の問題とした場合、個人にのみ責任が向けられ逆にセクハラはなくなってしまうので、セクハラは個人の問題として取扱うのは避けるべきで、企業の問題として取扱うことが適当。企業の問題としている今の制度をより強く機能するようにすべき。

(会長)いろいろな制度はいろいろな目的で作られており、制度設計はそれぞれ理由がある。それに対しあとで人権の観点で見て議論しても的はずれになることもある。

逆にセクハラを受けて許せないとしたケースでは司法で解決すべき問題もある。自分は加害者の代理人が多いが、加害者から見ると具体的に調べもせずにセクハラだと言われ、その人の人生が終わってしまうこともある。人権救済条例が定める人権の専門家ではなく事実認定の専門家が正確に事実認定するべき。

セクハラはわかりにくく、事実認定を正確に行うことが必要で、司法判断がふさわしい。簡易・迅速な解決ということは困難。

人権救済条例では事実認定のプロでない人が事案を整理していく。事実が正確に認定されたとしても当該具体の問題に専門でない人が正しい判断ができるか、非常に難しい。

(2) 人権救済制度(子どもの分野)の状況について

ア 事務局の聞き取り調査結果、児童相談所の取組状況の説明を交え、子どもの人権救済制度について議論された。

イ 意見要旨

いじめが原因でとじこもりの人を知っているが、その人は今まで30年あまり誰にも一度も相談したことがなく、そもそも相談という観念を持っていない。また、今日、配布してもらった資料は、施設職員を糾弾しても解決しない問題と子どもの権利は全く満たされていないことを提起している。つまり人権救済条例は全く役に立たず、行政から完全に独立した機関、また解決のための専門的な技量を持った専門家など、子どもにとって実効性のある特別な条例、制度が必要。

教育現場での問題とそれ以外の児童虐待の問題ではかなり性質が異なる。例えば児童虐待では、隘路として、発見しづらい、表面化しにくい、発見者の通告義務違反に対して罰則がない、と調査結果に記載されているが、通告義務の違反に対し罰則があるような社会は異常で恐ろしい社会である。教育現場では通告義務違反の教師に対して職員会議で取り上げるなどの方法はあるかも知れないが、一般の通告義務違反に対し罰則適用は難しく、簡単に議論できない。

おそらく教師がいじめを放置したら不作為となるが、一般の人が隣からの泣き声を聞きながら通告しなかった場合、これを不作為と言えるかどうかは難しい。

通報がないために発見が遅れたなどの事件が報道されるが、一般の通告義務はあまりに過酷との判断もある。他方、行政などで専門的な訓練を受けている者の不作為の場合は、その不作為により発生した人権侵害の責任を問うことはあってよい。しかし、不作為かどうかの判断のガイドラインはなく、非常に主観的であり、医師、教師など、一部の職種の人には早期発見の努力義務はあるがこれも罰則はない。そこは、児童福祉法、虐待防止法の既存の制度をもう少しうまく活用するなどの方法はある。

自分の関わっている相談活動では、先生から叱られたり恥をかかされたりしたなどのトラブルが原

因で学校へ行けなくなった子どもたちからの相談も受けているが、その場合、大人が解決しようとしてできるものではなく、子どもたちはがまんし、成熟し、やっと学校へ行けるようになる例もある。他県には子どもの人権擁護委員会というものを設置している県もあり、また児童福祉施設に子どもが入所する場合、児童相談所の担当児童福祉司の名前が記載された「人権ノート」が配布され、子どもたちがいつでも相談できるようになっている。しかし、小学校、中学校でこのような仕組みをどのように取入れるかは難しい問題で、今後の課題である。このように子どもが伝えていける場所である第三者機関を教育委員会に作るのがよい。

なお、子どもの電話相談は、心理的だけではなく経済的にも相談しやすいことが必要で、無料でないといけない。専門の機関が必要であり、教育委員会は県の機関なので協力義務を課すことはできるとは思う。調査協力を簡単に拒否できるといったことでは意味がない。

国連の子どもの権利条約の履行状況の1回目、2回目の審査のいずれにおいても、子どもについてオンブズマン的なものがないことが指摘されている。子どもの人権の問題は地方で起きており、地方で作る必要があり、中央ではこのような問題への対応はできない。人権救済条例とは全然違う、国連の子どもの権利委員会の勧告を守ったものを作ってほしい。

子どもの人権救済のための委員会を設けるとした場合、相手は生身の人間であるのだから、それは教育、発達、人権、それぞれ専門的知識を持った人が判断する組織でないと問題が生ずる。

基本的にはパリ原則によるべきと思う。個別的救済が主目的ではなく、生身の体験を吸収しつつすことのできる政策の提言を基本とした条例とすべき。児童相談所の予算増を県の内部でいくら予算折衝しても増えない。

子どもが自分の意見を言う実態は少ない。意見が出てきて始めて人権の問題が出てくるのである。特に学校の中で問題を言える場所がない。

学校で相談する場がないわけではなく、ある。中には言ってくる子も、教室の中で子どもが発見してその親が地教委に連絡したという例もある。子どもが教師に向かって言いたいことが言える状況になっていないことの方が問題で、人間関係があり伝わりにくい面もあるが、教師が子どもを観察し、おかしいと思ったらすぐ対処することが重要。担任教師と子どもの関係は、評価する人とされる人なので難しいが、子どもも養護の先生やスクールカウンセラーなどには相談できたりする。現在、県では言いやすい雰囲気づくりに努めている。

(会長)学校については独自の検討が必要だという議論で皆さん一致しているのではないか。

子どもが言えるシステムづくりが必要。また、子どもの自主的な活動が重要。いじめがあれば、子どもたちだけで解決のための委員会を作って話し合って解決するというようなことも大切ではないか。現状では校長の権限で物事を決めることが多いが、子どもは自分たちで自主的活動ができるような相談機関でないと絶対言おうとしない。現在、施設に入ってきた子どもに手渡している人権ノートは大人が子どもに約束をするという取組み。まず、施設において徹底する仕組み、システムが必要と思う。

(子ども家庭課)児童施設については目安箱を置いている。他に苦情解決委員会や、県社会福祉協議会(福祉サービス運営適正化委員会)などがある。

施設の職員が目安箱の中身を第三者委員会へ伝えるという仕組みが必要。刑務所のように、目安箱の中身まで監視されているようなところでは、第三者機関が箱に鍵をかけるなど、管理を徹底することが必要である。

今ある制度ややり方を通して子どもの人権が守られていく余地はある。大きな、基本的な考えに沿

ってどうすればいいのか、そして子どものために何をやっていくのか考えるべき。

子どもが人権の主体であって、そのための制度が作られてきたのか疑問。それが守られる制度をつくるのが大人の役割。

人権救済条例は、子どもの代弁者が訴え、相手呼び出して話し合わせるというシステムになっているが、これでは子どもが主体的に声を届けるまでが難しい。現在、伝えやすい機関がそもそもなく、条例が本当に使えるのか、实际的、現実的でないのではないかとの感想を持つ。

不登校児に登校しろと言ったときに児童が自殺するということがよくあり、親なり第三者の介入は、当の子どもが望まなければ非常に危険である。いじめに先生が入って、握手させて仲直りさせた後、いじめがひどくなるということはよくあり、介入の仕方には訓練が必要である。

子どもの人権救済制度に求められるのは、県から独立して子どもの側に立って子どもの声を伝えて、環境そのものを変える機関、子どもの権利条約の実施状況を訴えて厳しく政策の提言ができる機関、紛争解決ではなく提言するもの、危機的な状況には適切に介入できる機関、学校・教育委員会・親からも独立した機関、子どもに信頼される機関。

学校については救済機関を別個につくる必要がある。

家庭での虐待について、もう少し児童相談所が積極的に動いてくれたらいろんな問題は解決するのではないかという感想を持つが、人権救済条例は勧告、公表という手段をもって解決を図るモデルであり、間違っている。最後には子どもを親に戻し虐待のない家庭に戻すべきであり、子の親が虐待をしたということを公表する人権救済条例は逆。

親子が豊かな生活をし、健全な形で生活できるための環境を社会が提供し、支援するシステムが必要で、罰則では意味がない。

(会長) 本日はいろんな論点が出された。このようにして出された論点を積み重ねていって最終的なものにつなげたい。

(3) 次回の日程、内容について

次のとおり開催することが決定された。

ア 日程等 8月17日(木) 午前10時から午後0時30分 県立図書館大研修室

イ 議事 「人権救済制度と地方公共団体の取組みに関する検討」

助言者 新潟大学法科大学院教授 山崎公士 氏

九州大学名誉教授 大隈義和 氏

(4) 今後の聞取調査について

人権問題について網羅的に扱っている法務局からの聞取について委員会から法務局へ依頼することが決定された。また、次回以降も外国人、障害者などの分野について救済機関からの聞き取りを行うことが決定された。